

第2章 英国における分野別質保証の現状

田中正弘（弘前大学*）

*2015年4月より筑波大学

はじめに

本稿の目的は、イギリス（ただし本稿はイングランドのみに言及する）における分野別質保証の現状を記述し、我が国への含意を得ることである。具体的に、イギリスの「高等教育質保証機構」（Quality Assurance Agency for Higher Education: QAA）が行っている「高等教育レビュー」（Higher Education Review）の概要を説明し、かつその評価結果を二つの大学の事例を基に分析する。さらに、専門職団体が実施する分野別アクレディテーションについて付記しておく。

本稿は右記の仮定を提示する。我が国の認証評価制度の問題は、大学の教育の質を審査しているものの、教育の水準を確認していないために、大学の教育成果を保証しているといえないことにある。この仮定は正しいという条件下で、本稿は、大学の教育成果を保証するために分野別質保証を日本に導入する必要があると、イギリスの事例を参照しつつ、論じてみたい。

本稿は4節で構成される。①高等教育レビューの概要、②評価結果の事例分析、③法学分野のアクレディテーション、④まとめ（我が国への示唆）である。

1. 高等教育レビューの概要

高等教育レビューの主な目的は、大学などの高等教育機関が「期待」（expectations）に応えられているかについて、学生（および広く一般社会）に情報を提供することにある。ここでの「期待」とは、教育の「水準」（standards）が適切に定められ、保たれているか、学生の学修機会の「質」（quality）が向上しているかなど、高等教育機関に対する学生や利害関係者の要望を意味する。従って、高等教育レビューには、二つの機能（学生や利害関係者への説明責任、および教育改善の促進）がある（QAA 2014a: 1）。

QAAは、教育の「水準」と「質」、および高等教育機関への「期待」を、それぞれ定義している。教育の水準とは、「各機関が個々に策定し、維持している学位や科目の水準」（QAA 2014b: 11）のことである。なお、各機関が定める教育の水準は、「学位の枠組み」（Frameworks for Higher Education Qualifications）に記載されている教育の「最低限の水準」（threshold standards）を上回るべきものだと考えられている。

教育の質とは、「学生が学位の水準を満たすのに必要な学修機会の質」（QAA 2014b: 11）のことである。学修機会の質を適切に保つためには、大学が優秀な教職員を雇用し、施設設備（講義室や図書館など）の利便性を高め、効果的な教育サービス（学修支援など）を提供

しなければならない。とはいえ、学修機会の質が十分に高くても、全ての学生がその機会を有効に活用できるとは限らないため、教育の質が高くても、教育の水準が低いままというケースも考えられる。

QAA が定義する期待とは、「全ての高等教育機関が自ら（お互い）に期待することと、学生や一般社会が全ての高等教育機関に期待することを、明確に表現」（QAA 2014b: 13）したものである。なお、これらの期待は「イギリス高等教育質保証規範」（UK Quality Code for Higher Education）に明示されている。この質保証規範は、下記のように、3 部構成（教育の水準、教育の質、教育の情報）となっている（QAA 2014b: 5）。

A 部「教育の水準の策定と維持」

- A1 「教育の水準のためのイギリス・欧州の参照基準」
- A2 「教育の水準のための各高等教育機関の参照基準」
- A3 「教育の水準の担保および学修成果に基づく学位授与の方法」

B 部「教育の質の保証と向上」

- B1 「プログラムの企画・開発・認可」
- B2 「学生の募集・選抜・受け入れ」
- B3 「学修と教育」
- B4 「学生の成長と目標達成のための機会提供」
- B5 「学生参画」
- B6 「学生の評価と事前学習の認知」
- B7 「学外試験委員」
- B8 「プログラムのモニタリングとレビュー」
- B9 「学生の異議申し立て」
- B10 「他機関と連携した教育の管理」
- B11 「研究学位」

C 部「高等教育機関が提供する教育の情報」

質保証規範に明示されている「期待」は、全部で 19（A 部 7、B 部 11、C 部 1）ある。例えば、A1 「教育の水準のためのイギリス・欧州の参照基準」への期待は、下記のように記述されている。

最低限の教育の水準を担保するために、（学位授与権を有する）高等教育機関は、①学位の枠組みの要件を満たしていることを保証しなければならない。②QAA が提示する学位の特質を熟知していなければならない。③イギリスで単位を授与する場合、関連する単位の枠組みの規格に沿って単位の価値を定め、かつプログラムを企画しなければならない。④関連する「分野別参照基準」（subject benchmark statements）を熟知していなければならない（QAA 2013a: 10）。

分野別参照基準とは、分野ごとに異なる学位の水準に関する期待を説明したものである。

つまり、各分野の卒業生がどのような能力・技能を修得すべきだと期待されているかを、明確に定めているものだといえる。そして、この分野別参照基準を参考に、大学が自らの学位（卒業生）に期待する学修成果を（高校生にも分かるように）平易に記述した文章は、「プログラム詳述書」（programme specifications）に記載されている。

QAA の高等教育レビューを受審する大学は、証拠に基づいた自己評価報告書を QAA に提出することを求められる。自己評価報告書に盛り込むべき内容は、①大学組織の概要に加えて、②教育の質と水準を保証する方法、および③その方法が QAA の期待を満たし、かつ、その期待を超えるのに効果的であるという理由を、説明できるような証拠である。言い換えると、内部質保証の学内政策・運用方法を示したり、その年次成果を報告したりすることが考えられる（QAA 2014a: 45-46）。

内部質保証制度の一例として、イギリスの大学は通常、教育の内容と水準の妥当性を、①学科単位で毎年実施する「モニタリング」（regular monitoring）、および②全学単位で 5 年ごとに行う「レビュー」（periodic reviews）の実施によって、組織的に点検している（安原 2009: 229）。全学単位のレビューでは、評価室などの全学組織が各学科で主体的に実行されているモニタリングが正しく機能しているかを監査している。モニタリングでは、学士課程の全ての科目が点検の対象となる（田中 2013a: 245）。

イギリスの内部質保証制度に客観性を与えるものとして重要なものに、「学外試験委員」（external examiner）制度がある。学外試験委員の主な役割は、下記の 5 つである。

- ① プログラム詳述書の内容の確認
- ② 試験問題とコースワークの内容の確認
- ③ 採点された答案用紙のサンプル（10%～25%）の確認
- ④ 教員や学生との議論
- ⑤ 「試験委員会」（Board of Examiners）への出席

なお、答案用紙のサンプルには、最上位の成績である「第一位」（first）と「第二位上級」（upper second）、および最下位の成績である「可」（pass）と「不可」（fail）の境近くの採点がなされたものを、意図的に多く含める決まりとなっている（田中 2013b: 27）。

モニタリングやレビューの報告書、学外試験委員報告書の他に、授業評価アンケート、卒業生・修了生の就職実績、リテンション率などの学内調査（IR）データや、「全国学生調査」（National Student Survey）などの学外調査データの分析結果、およびその結果に対する改善成果は、自己評価報告書に記載すべき情報だと見なされる（QAA 2014a: 46）。大学が QAA に提出する自己評価報告書（および学生が QAA に提出する学生報告書）は、高等教育レビューの審査の第一段階において、重要な意味を持つ。というのも、その審査結果に基づいて、第二段階である訪問調査の内容や期間が決められるからである。なお、この手法を「危険度に基づく柔軟な方法」（a flexible, risk-based method）と呼ぶ（QAA 2014a: 1）。

QAA の外部評価団は自己評価報告書に記載されている以下の事項を注意深く審査する (QAA 2014a: 47)。

- 質保証規範の期待への対応が効果的であるかについて、大学自ら組織的に監視し、その監視結果を自己省察に活かしているか
- 自己監視・自己省察において、経営情報、従前の業績との比較データ、多様な国内・国際指標などの情報を適切に使用しているか
- 自己監視・自己省察に学生（および利害関係者）を参画させているか。
- 自己監視・自己省察が大学の長所と改善箇所の特定につながり、そして、その結果として、改善方法の修正につながっているか

なお、自己評価報告書は訪問調査の際にも参照されるものである。

自己評価報告書の構成モデル（章立て）は、下記の通りである（QAA 2014a: 47-9）。

1. 機関の概要

大学の使命、前回の QAA 外部評価受審後の主な変更点、大学が直面している主な問題点、経営戦略の狙い、内部質保証制度の課題や目標など、QAA 以外の外部評価（専門職団体などが実施するア krediyteshon など）の結果などを記述する。

2. 教育の質と水準を管理した実績

前回の QAA 外部評価で指摘された課題と「優れた取組」(good practice)、およびそれらの指摘への対応の成果を記述する。

3. 教育の水準の策定と維持

質保証規範 A 部の期待への対応を記述する。

4. 教育の質の保証と向上

質保証規範 B 部の期待への対応を記述する。

5. 高等教育機関が提供する教育の情報

質保証規範 C 部の期待への対応を記述する。

6. 学生の学修機会の向上

関連する証拠を記述する。

これらの章に加えて、テーマ課題（2013-14 年度のテーマは、学生参画と就職基礎力で、受審機関はどちらかを選択する）への対応を記述する章を含める必要がある。

自己評価報告書を審査する第一段階の評価結果に応じて、QAA の外部評価団は、大学にプログラムレベル（つまり分野別評価）の内部質保証の成果報告を依頼する。なお、分野別評価の対象は、大学が提供する全てのプログラムではなく、サンプルとして抽出された 2～4 程度のプログラムのみである。選択されるプログラムの数は、大学の危険度に応じて決

定される。すなわち、新しく開設されたプログラムや、カリキュラムを大きく改変したプログラムの数が多い新設大学ほど、サンプルとして選ばれるプログラムの数が多くなる仕組みとなっている。

分野別評価のために提出する報告書には、プログラムごとに、①学位のレベルと年限、②科目・「ユニット」*・コースの内容、③成績評価の典型的な分布、④成績評価の方法を記述することを求められる。特に成績評価基準は必ず提示しなければならない。そして、QAAの外部評価団は、学生の解答用紙（採点例）の提出を要望することが多い。採点例の提出を求めるのは、各科目の成績評価が学内の統一基準に則って適切に行われているかを確認するためである（QAA 2014a: 50）。なお、外部評価団のメンバーは、サンプルとして抽出したプログラム（学問分野）の専門家とは限らない。

高等教育レビューの審査の第二段階は、受審機関への訪問調査である。この訪問調査の期間は、大学の規模と（自己評価報告書に基づく）危険度の判断に応じて、1～3日（危険度は低い）、3～4日（危険度は中程度）、4～5日（危険度は高い）の範囲で決められる。訪問調査の期間（および面談を求める教職員、在学生、卒業生、学外試験委員、雇用者の指名）は、調査実施の4週間前に、受審機関に伝えられる。また、訪問調査時の大まかな質問内容も、この時に伝えられる。QAAの評価団は、大学の規模などを算出基準として、最大6名で構成される。なお、6名の中の1名は（QAAに評価委員として登録している）学生であるべきだといわれている。

訪問調査の審査結果は、訪問の最終日に、受審機関の役員・学生代表との面談を通して伝達される。審査結果は下記の4つの項目ごとに判断される。

- 教育の水準の策定と維持
- 学生の学修機会の質
- 学修機会の情報
- 学生の学修機会の向上

項目「教育の水準の策定と維持」の審査結果は、4段階（meets UK expectations, requires improvement to meet UK expectations, or does not meet UK expectations）で示される。同様に、残りの3つの項目の審査結果も、4段階（commended, meets UK expectations, requires improvement to meet UK expectations, or does not meet UK expectations）で提示される。また、受審大学の優れた取組や、進捗中の教育改革なども、審査結果として公表される（QAA 2014a: 3）。

高等教育レビューは2013-14年度に開始された新しい評価方法である。この年度に高等教育レビューを受審した大学は、「ブラッドフォード大学」（University of Bradford）と、

* 科目を構成する単位として「ユニット」（unit）制度を採用している大学がある。例えば、UCLは、ユニットの学修に必要な全ての活動時間を375時間に設定し、毎年4つのユニットを履修する制度を用いている。

「リーズ・ベケット大学」(Leeds Beckett University[†])の2校だけであった。次節では、この2つの大学の評価結果を分析してみたい。なお、当時の質保証規範の内容は、現在のものとは異なっていたので注意が必要である。例えば、当時のA部は6章構成であった。

2. 評価結果の事例分析

2-1. ブラッドフォード大学の事例

2013-14年度に高等教育レビューを受審した「ブラッドフォード大学」(University of Bradford)は、1882年に誕生したブラッドフォード技術カレッジを起源とし、1957年のブラッドフォード科学研究所への改組を経て、1966年に学位授与権を有する大学へと昇格した機関である。現在は、学生数約17,000人(約4,000人は留学生)を数える中規模な総合大学へと発展している。ブラッドフォード大学には5つ(工学情報、保健、生命科学、経営、社会国際)の学部がある。実学主義を前面に掲げる大学ではあるが、多様な修士・博士課程も提供しており、特に平和学の研究で世界的に知られている大学でもある。

高等教育レビューの審査の第二段階である訪問調査は、ブラッドフォード大学の場合、2014年4月28日(月)～5月2日(金)の5日間に実施された。また、この訪問調査の評価団は6名(学生は参画していない)で組織されている。上限とされる5日間、6名という数字からも明らかなように、ブラッドフォード大学の内部質保証は危険度が高いと、審査の第一段階(自己評価報告書などの評価)で判断されたことになる。第一段階で着目されたことは、2007-08年度に受審したQAAの(当時の外部評価であった)「機関監査」(Institutional Audit)で改善を指摘された「博士課程」[‡]の学生の学修機会の質に関する問題が、解消されていないというものであった(QAA 2014c: 5)。

博士課程の学生の学修機会の質に問題があるということは訪問調査で確認され、改善を要する点として最終的な審査結果で明示されることになる。ブラッドフォード大学の審査結果は以下の通りである(QAA 2014c: 2)。

- 項目「教育の水準の策定と維持」の期待は満たされている。
- 項目「学生の学修機会の質」の期待は、学士課程と「講義を主体とする修士課程」(taught postgraduate)の学生については満たされているが、博士課程の学生では改善を要する。
- 項目「学修機会の情報」の期待は満たされている。
- 項目「学生の学修機会の向上」の期待は満たされている。

博士課程の学生の学修機会の質は改善を要するという結果を反映して、QAAの質保証規

[†] リーズ・ベケット大学の高等教育レビュー受審時の名称は、「リーズ・メトロポリタン大学」(Leeds Metropolitan University)であった。なお、改称した期日は2014年9月22日である。

[‡] 博士課程を修了すると博士号(PhD)を取得できるが、博士号より審査基準の低い「修士号」(Mphil)の取得で修了する学生も多いので、研究課程と訳されることもある。

範 B 部第 11 章「研究学位」に関連する改善勧告が、下記のように、5 つ提示された (QAA 2014c: 2-3)。

2014 年 9 月までに改善を期待するもの

- 博士課程の全ての学生に包括的で効果的な研修を提供すること。
- 博士課程の全ての学生の研究活動、彼らの指導、彼らの教育的必要性を監視する、包括的で効果的な制度を用いること。

2015 年 1 月までに改善を期待するもの

- 博士課程の学生のための学修環境を管理・監視する、戦略的な学内統一方法を開発・実施すること。
- 博士課程の全ての学生の就職基礎力を鍛える、効果的な方法を提供すること。

2015 年 6 月までに改善を期待するもの

- 博士課程の全ての学生の研究活動を効果的に支援する、研究科・学内で統一された研究環境を開発すること。

これらの改善勧告が、QAA の評価団が面談した学生の意見をくみ取ったものであることは大変興味深い。例えば、「博士課程の全ての学生に包括的で効果的な研修を提供すること」という改善勧告は、「大学院は団体研修プログラムを提供しているものの、研究科レベルの効果的な研修への支援が欠落しているために、(面談した) 学生の何人かは、彼らが勉学で成功する上で何をしなければならないかが不明であると感じていたし、彼らがどのような支援を受けられるかについても知らなかった」(QAA 2014c: 42) という面談結果を根拠としている。仮に評価団が学生と面談していなければ、大学院は団体研修プログラムを提供しているという大学側の説明によって、期待を満たしているという誤った判断を評価団はしてしまったかもしれない。

QAA の評価団は、学生との面談以外にも、学外試験委員報告書やモニタリング報告書の記載内容を根拠として教育の水準の妥当性を判断していることが、ブラッドフォード大学の審査結果から読み取れる。一例として、(審査当時の) 質保証規範 A 部第 2 章「科目・学位のレベル」の審査結果に、下記の文言が記述されている (QAA 2014c: 9)。

評価団は、内部質保証の手順書類、関連する会議の議事録、学外試験委員報告書、プログラム詳述書、教職員や学生との面談など、提示された証拠の検討を通して、大学の質保証の方法や、その効果を綿密に検査した。評価団が参照した書類サンプルに、学修成果を定める指針として分野別参照基準の利用を検討したことが記録されている。評価団が参照したプログラム詳述書のサンプルに、プログラムと分野別参照基準の関係性を示す、明らかな記述が含まれている。学外試験委員の最終報告書は、大学独自の学位と共同学位の両方において、学位の水準が学位の枠組みに従って適切に定められていることを認めている。評価団は、プログラムの認可の課程で、専門職団体などが設定した (学修成果の)

要件を考慮した証拠を見いだした。

(上記の分析結果に基づき,) 評価団は、大学のプログラムが A 部第 2 章の期待を満たしていること、およびこの章の危険度が低いことを結論づけた。

評価団が(特に A 部「教育の水準の策定と維持」の審査で)参照した証拠書類の多くは、事前にサンプルとして指定した 2~4 のプログラムのものと推察できる。

ブラッドフォード大学に提示された改善勧告には、B 部第 11 章「研究学位」に関連する 5 つ以外にも、B 部第 10 章「他機関と連携した教育の管理」に 3 つ、B 部第 3 章「学修と教育」に 1 つ、(審査当時の) A 部第 6 章「学修成果の到達度への評価」に 1 つあった。これらの改善勧告への対応計画は、ブラッドフォード大学のアクションプランとして、2014 年 9 月に公表されている (University of Bradford 2014)。

2-2. リーズ・ベケット大学の事例

ブラッドフォード大学と同じく 2013-14 年度に高等教育レビューを受審した「リーズ・ベケット大学」(Leeds Beckett University) は、1845 年に誕生したリーズ商業カレッジなどのカレッジを統合して、1970 年にリーズ・ポリテクニクへと改組された機関である。その後 1992 年に大学の称号を得て、リーズ・メトロポリタン大学となった。なお、高等教育レビュー受審後の 2014 年 9 月 22 日に、リーズ・ベケット大学に改称した。学生数は約 29,000 人、教職員数は約 2,900 人という規模の大きな大学で、社会科学系を軸とした、4 つの学部を有している。歴史的に産業界とのつながりが強く、学士課程のプログラムのほぼ全てが、企業などへの 1 年間の実務研修を義務化している、いわゆるサンドイッチ・コースとなっている。

高等教育レビューの審査の第二段階である訪問調査は、リーズ・ベケット大学の場合、2014 年 4 月 7 日(月)~11 日(金)の 5 日間で行われ、評価団は 5 名(学生 1 名を含む)であった。ブラッドフォード大学と同様に、訪問期間が上限の 5 日間であったことから、リーズ・ベケット大学の内部質保証制度は危険度が高いと第一段階の審査で判断されたと思われる。ところが、最終的な審査結果は良好なものとなった。審査項目は 4 つともに、期待を満たしているという判定だったからである。改善勧告も、質保証規範 B 部第 10 章「他機関と連携した教育の管理」に関連するものが 1 つだけであった (QAA 2014d: 2)。

評価団が、例えば、(審査当時の) A 部第三章「プログラムのレベル」の審査で参照した証拠書類は、プログラム認可の学内指針、モニタリングとレビューの報告書、コース認可・評価のひな形、プログラム詳述書、コース便覧、シラバス、および質保証規範との対応表などである。これらの資料に記載されている情報の中で、評価団が高く評価したものは、モニタリングやレビューにおいて、プログラムの目標や学修成果についての詳細な分析がなされていることであった。また、評価団が面談した学生が、履修しているプログラムの目標や学修成果を熟知していたことも、高い評価につながった (QAA 2014d: 8-9)。

同様に、評価団が(審査当時の) A 部第 6 章「学修成果の到達度への評価」に関連して

成績評価の理念と運用を審査するにあたり、大学が提出した「学士課程カリキュラム再考」(Undergraduate Curriculum Refocus)と「修士課程のレビュー」(Taught Postgraduate Review)の報告書、認可・レビュー報告書、学生便覧、コース便覧、および学外試験委員報告書などを、重要な証拠として参照している。これらの証拠の中で、特に学外試験委員報告書に記載されていた事実に言及がなされている。その事実とは、学外試験委員が答案用紙のサンプルを監査した結果、成績評価の方法は適切であると結論づけた、ということである。また、学外試験委員の活動を学内組織である「質保証部門」(Quality Assurance Services)が統括していることも、高く評価されている(QAA 2014d: 13)。

以上のような評価結果を鑑みると、リーズ・ベケット大学の審査においても、評価団が(特にA部「教育の水準の策定と維持」の審査で)参照した証拠書類の大多数は、分野別評価を通して収集されたものだと臆断できる。

リーズ・ベケット大学とブラッドフォード大学の審査では、専門職団体が独自に定めたアクレディテーションの要件を満たしていることを示す書類も証拠として扱われていた。そこで、次節では、法学分野のアクレディテーションに着目して、どのような審査項目が要件として定められているかについて、略述してみたい。

3. 法学分野のアクレディテーション

学士課程レベルで提供される法学プログラムのアクレディテーションは、二つの異なる法曹団体がそれぞれ個別に設置した「バリスター水準評議会」(Bar Standards Board)と「ソリシター規制機関」(Solicitors Regulation Authority)が共同で実施している。この二つの機関に「適格認定された法学プログラム」(Qualifying Law Degree)の卒業生は、法科大学院に直接進学できる仕組みとなっている。ちなみに、適格認定されていない法学プログラムや、他分野のプログラムの卒業生は、年限1年の「法科大学院進学予備コース」(Common Professional Examination/ Graduate Diploma in Law)を修了しなければ、法科大学院に進学できない(田中 2015)。

法学プログラムの適格認定を受けるためには、QAAの分野別参照基準に記載されている法学プログラムの要件を全て満たすだけでなく、上記二つの法曹機関が独自に策定した、より厳しい要件も全て満たさなければならない。例えば、大学は6つの科目を適切な内容・水準で提供していると判断される必要がある。その6つの科目とは、①公法、②EU法、③刑法、④コンプライアンス、⑤財産法、⑥公平と信頼である。プログラムの年限は3年以上であることが要求される。ちなみに、3年間で履修する科目数は10~14程度なので、そのうちの約半分は規定された科目といえる。換言すれば、大学側のカリキュラム設定の自由は、法曹団体に限定されていることになる。また、適格認定された法学プログラムの卒業生に期待する学修成果を、二つの法曹機関が共同して独自に策定している。

2014年1月から適用された新しいアクレディテーションの審査では、下記の点に焦点があてられる(Bar Standards Board and Solicitors Regulation Authority 2014: 6)。

- 二つの法曹機関が共同で独自に策定した要件を満たしているかを判断するために、カリキュラムの内容や成績評価の基準を監査する。
- 教育の質や水準を維持・向上させるために、QAA の質保証規範を遵守しているか、および QAA の外部評価で指摘された改善点に対応できたかを監査する。

このように、法学分野のアクレディテーションでは、QAA の審査内容と重複を避けつつ、各科目単位で、教育内容とその水準の妥当性をきめ細かく確かめている。

適格認定の期限は、通常 5 年（初めて適格認定されたプログラムは 3 年）となっている。とはいえ、期限内であっても、教育内容やカリキュラムに大きな変更がある場合や、学生定員の増加などの場合も、再認可の手続きが必要となる。なお、バリスター水準評議会やソリシター規制機関は、あるプログラムに重大な問題が生じ、その結果、指定する要件を明確に下回ったと判断できる際に、そのプログラムの適格認定を一方的に取り消す権限を有している。なお、適格認定を取り消されたプログラムを大学が廃止する場合、所属する学生の移籍計画を適切に遂行しなければならない（Bar Standards Board and Solicitors Regulation Authority 2014: 6-7）。

まとめ（日本への示唆）

QAA の分野別評価において、評価団が全てのプログラムの証拠書類を審査しないのは、大学（および評価団自身）の過度な負担を軽減すべきだという「簡便化」（lighter touch）の文脈に沿ったものである。この簡便化の決定は試行錯誤の上での経験則に基づいている（安原 2005: 34）。ただし、簡便化であって、廃止ではなかった点は、我が国の外部評価制度を論じる際に重要な示唆となり得る。なぜなら、分野別評価の実施は大学と評価団の相互に手数の掛かる面倒な作業であるが、その点を踏まえても、受審機関の教育の水準を直に確認しなければ、大学教育の質保証は貫徹しないと考えられているからである。

内部質保証のための制度を構築することは、それほど困難なことではない。そしてその制度の運用の度合い（どの組織の何名の教職員がその制度を用いているかなどの証拠）を示すことも、それほど困難なことではない。しかし、個々の学位や科目の学修成果目標が適当であるか、またはその目標をどれだけの学生が到達できているかを保証することは、内部質保証制度の有無や、その運用の度合いを確認するだけでは不可能である。従って、同僚評価による目視（答案用紙のサンプルに目を通すなどの作業）が不可欠なのである。我が国において、機関別評価に分野別評価の要素を加える改変が望まれている。

【参考文献】

- Bar Standards Board and Solicitors Regulation Authority (2014) Academic Stage Handbook.
- Quality Assurance Agency for Higher Education (2013a) UK Quality Code for Higher

Education, Part A: Setting and maintaining academic standards.

Quality Assurance Agency for Higher Education (2014a) Higher Education Review: A handbook for QAA subscribers and providers with access to funding from HEFCE undergoing review in 2014-15.

Quality Assurance Agency for Higher Education (2014b) UK Quality Code for Higher Education: General Introduction.

Quality Assurance Agency for Higher Education (2014c) Higher Education Review of the University of Bradford.

Quality Assurance Agency for Higher Education (2014c) Higher Education Review of Leeds Metropolitan University.

田中正弘 (2013a) 「成績評価の内部質保証制度構築に関する比較研究—イギリスの事例を鏡として—」『高等教育研究』第 16 集, 243-261 頁。

田中正弘 (2013b) 「イギリス高等教育における学外試験委員制度の見直し」『21 世紀教育フォーラム』第 8 号, 23-30 頁。

田中正弘 (2015) 「イギリスにおける法曹主体の法曹養成—法科大学院の発展経緯に着目して—」『大学研究』第 41 号, 印刷中。

University of Bradford (2014) Action Plan as Agreed by the University Learning and Teaching Committee and UBU Executive, September 2014.

安原義仁 (2009) 「イギリスにおける高等教育の質保証システム」羽田貴史・米澤彰純・杉本和弘 (編) 『高等教育質保証の国際比較』東信堂, 225-37 頁。

安原義仁 (2005) 「イギリスの大学・高等教育における学外試験委員制度の再構築へ向けて—QAA 文書『学外試験委員制度』を中心に—」『大学評価・学位研究』第 3 号, 31-42 頁。